

大阪府・京都府・兵庫県営業時間短縮協力金・飲食店の取引先への給付金について

令和3年2月1日現在

※ これらの情報は令和3年2月1日現在の情報であり、変更される可能性がありますので、ご了承ください。

1 大阪府・京都府・兵庫県 営業時間短縮協力金について

(1) 大阪府

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮要請に全面的に協力する飲食店等に対し、新たに協力金が支給されます。

イ 募集要項(令和3年1月29日公表分)※様式等は申請受付開始日(令和3年2月8日)公表予定

[募集要項 \[PDF ファイル/241KB\]](#)
[よくあるお問い合わせはこちら](#)から

□ 対象者

営業時間短縮要請を受けた飲食店等を有する、次のAからEの全てを満たす事業者※1

- A 大阪府内に要請対象施設(店舗)を有すること※2。
- B 午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年1月14日から2月7日までの間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する(休業も含む)とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。
ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象となります。
- C 令和3年1月14日までに、感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示をしていること。
令和3年1月18日からガイドライン及び要請を遵守している場合は、同日までにステッカーの導入をしていること※3
- D 申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可※4を取得していること。
- E 令和3年1月14日以前に開業又は設立し、支給決定日までの間、倒産・廃業している事業者でないこと。

また、申請する店舗において令和3年1月14日以前に営業を開始しており、令和3年2月7日までの間、営業実態がある※5こと。

※1 対象となる事業者は、法人形態・規模を問わない。大企業も対象となります。ただし、宗教法人は除く。

※2 本府が大阪府外にある場合も対象となります。

※3 ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。ステッカーを導入していない期間は、原則として休業することが必要です。ただし、令和3年2月7日までにステッカーを導入している店舗で、ステッカーの導入が遅れたことについてやむを得ない理由があったと認められる場合は、支給対象となります。また、令和3年1月14日(1月18日から要請を遵守している場合は1月18日)から2月7日までの全ての期間休業をしていた場合は、協力金の支給申請日又は当該店舗の再開日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象になります。

※4 有効期間が令和3年1月14日から2月7日までの全ての期間を含むものであることが必要です。

※5 営業実態があるとは、休業している場合であっても営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開できる状態にあることをいいます。

○その他 注意事項

本協力を申請された事業者は、営業時間短縮要請に協力した事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村名及び行政区まで）を大阪府ホームページ上に掲載。

協力金支給の決定後、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、大阪府は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに、違約金を支払う。なお、返還に要する費用は、支給を受けた者の負担。

詳しくは、[募集要項](#)をご確認ください。

ハ 支給額

①令和3年1月14日から2月7日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 150万円（6万円×25日間）

②令和3年1月18日から2月7日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 126万円（6万円×21日間）

※ 要請遵守の開始日が令和3年1月15日から1月17日までの間の場合も、126万円となります。

二 申請方法(予定)

原則、大阪府営業時間短縮協力金システムより、オンラインでの申請です。

※ 現在実施中の大阪市の営業時間短縮協力金とは別の制度となるので、大阪市内に店舗を有する事業者も別途申請が必要です。

・ 令和2年12月 営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)
令和2年12月16日～令和3年1月13日までの間、大阪市全域を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等に協力した事業者に、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」が支給されます。
申請方法等についてはこちらから。
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html>

- ・ パソコンまたはスマートフォンからの申請が可能。
- ・ 申請には大阪府営業時間短縮協力金システムの利用者登録が必要です。
大阪府営業時間短縮協力金システム右上の新規登録ボタンより利用者登録を行ってください。
- ・ 迷惑メール設定をされている方は、利用者登録の前に @jitan.pref.osaka.jp のメールが受信できるよう設定を変更してください。
※ ご使用のスマートフォンの設定によって迷惑メールと判定され、必要な通知が届かない可能性があります。
- ・ 郵送での申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

オンラインでの申請は下記、URL よりお願いいたします。

大阪府営業時間短縮協力金システム 令和3年2月8日（月曜日）オープン予定

ホ 申請受付期間(予定)

令和3年2月8日（月）から3月22日（月）まで

※郵送申請の場合は、当日消印有効。

令和3年2月7日以前または3月23日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。

ハ 申請書類

- ・ 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）※令和3年2月8日公表予定
- ・ 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）※令和3年2月8日公表予定
- ・ 誓約・同意書（様式3）※令和3年2月8日公表予定
- ・ 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ・ 写真等
- ・ 事業所得の分かる確定申告書の写し
- ・ 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）
- ・ 振込先確認書類

ト 問い合わせ先

◆大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター

06-6210-9525

時間：午前9時から午後7時まで（日曜日及び祝日を除く。）

※ よくあるお問い合わせは[こちらのページ](#)

(2) 京都府

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月13日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、京都府内にある飲食店等に対し、令和3年1月14日(木)から令和3年2月7日(日)まで営業時間の短縮が要請されました。対象施設を運営されている方で、時短要請に協力する企業・団体及び個人事業主の方に対して協力金が支給されます。

12月21日(月)から1月11日(月)までの時短要請（第1期時短要請）に対する第1期協力金については、[こちらのページ](#)をご覧ください。

1月12日(火)、1月13日(水)の時短要請（第2期時短要請）に対する第2期協力金については、[こちらのページ](#)をご覧ください。

イ 支給要件

協力金は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）に支給。なお、協力金の支給は、第1期時短要請、第2期時短要請、本時短要請それぞれで対象となる1施設(店舗)につき1度。

- ・ 京都府内において、時短要請を行う以前(令和3年1月13日(水)以前)に午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っている対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主であること。(大企業であっても対象となる。)
- ・ 対象施設に関して、必要な許認可等を取得している者であること。
- ・ 時短要請した期間（令和3年1月14日(木)午前0時から令和3年2月7日(日)午後12時まで）、定休日等の店休日を除く、全ての営業日において、連続して時短要請に応じた者であること。（注）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー（[外部リンク](#)）の交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、以下のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。

- ・ [各業種別ガイドライン（内閣官房 HP）](#)（[外部リンク](#)）
- ・ [京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」](#)（PDF：511KB）

- [より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）（京都市観光協会 HP）（外部リンク）](#)

- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

(注) 時短要請に応じない日が 1 日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。

準備の都合等、特別な事情があり 1 月 14 日（木）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、可能な限り早い日から時短要請に応じていただくことが必要です。

□ 対象施設一覧

- 対象となる施設

[対象施設一覧（PDF：250KB）](#)

- 対象外となる施設（一部例外あり）

次の施設は、原則協力金の支給対象にはなりません。ただし、飲食店営業許可を受け、客に飲食をさせる営業を行っている場合は支給対象になります。

[対象外施設一覧（例外あり 1）（PDF：254KB）](#)

次の施設は、原則協力金の支給対象にはなりません。ただし、1,000 平方メートルを超えており、かつ、飲食店営業許可を受け、客に飲食をさせる営業を行っている場合は支給対象になります。

[対象外施設一覧（例外あり 2）（PDF：213KB）](#)

- 対象外となる施設

次の施設は、協力金の支給対象にはなりません。

[対象外施設（PDF：338KB）](#)

ハ 支給額

1 施設(店舗)につき、時短営業した日数（注）×6 万円

（注） 定休日等の店休日は、協力金の対象となる日数には含みません。

（注） 時短営業の協力開始日から 2 月 7 日（日）午後 12 時まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じていただくことが必要です。

二 申請手続等

① 受付期間

令和 3 年 2 月 8 日（月）から令和 3 年 3 月 1 日（月）まで

② 申請方法

OWEB 申請（できるだけ、WEB 申請をご利用ください。）

2 月 8 日（月）に申請用ページを開設予定。

なお、令和 3 年 3 月 1 日（月）23 時 59 分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、

「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。

令和 3 年 1 月 12 日（火）から 1 月 13 日（水）までの時短要請（京都市内の飲食店等のみ）の第 2 期協力金を先にご申請いただいた場合は、第 2 期協力金の完了通知メールに記載された URL アドレスから申請することにより、今回の申請内容や添付書類の一部を省略できます。

○郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送。（第 1 期協力金と異なっているので注意）

（宛先）

〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

令和 3 年 3 月 1 日（月）までの消印有効

※持参による受付、対面での説明は行わない。

（注意事項）

- 複数の施設（店舗）を運営している申請者は、取組を行った施設（店舗）分を一括して申請。
- 必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送。なお、郵送前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管。
- 申請書類の到着に関する電話での問合せにはお答えできない。（郵便追跡サービス等を利用）
- 令和 3 年 1 月 12 日（火）から 1 月 13 日（水）までの時短要請（京都市内の飲食店等のみ）の第 2 期協力金も申請する場合、同じレターパックに同封することにより、添付ファイルの一部を省略できる。
- 申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、また、申請書類の一部のみを提出された場合には、全ての書類を事務局から返却することがある。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送。申請書類が全て確認できれば、支給のための審査を行う。

③ 申請書類

[別表 2](#) に定める申請書類を提出。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しない。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがある。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなす。

振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限る。法人の場合は、当該法人の口座に限る。

④ 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の支給を決定し、指定口座に支払う。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送。

審査の結果、支給要件を満たさず、不支給とすることを決定したときは、不支給に関する通知を発送。

⑤ その他

1. 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は協力金の支給決定を取り消す。この場合、申請者は、京都府に協力金を返還。なお、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴。
2. 協力金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがある。
3. 時短要請の協力をした事業者として、申請書に記載された施設名称（店舗名等）を京都府のホームページに掲載される場合があります。

ホ お問い合わせ先

◆協力金コールセンター（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局）
075-365-7780

時間：月曜日から土曜日の9時30分から17時30分(日曜日・祝日を除く。)

ハ 申請書類

受付開始後、速やかに申請できるよう、下記の書類をあらかじめ準備。

- ① [京都府緊急事態措置協力金申請書（様式 1、1-1）](#)
- ② [誓約書（様式 2）](#)
- ③ [支払口座振替依頼書（様式 3）](#)
- ④ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）
- ⑤ 本人確認書類の写し
法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）
個人：運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）
注：運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出。
- ⑥ 直近の確定申告書の写し
法人：直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」
個人：令和元年（2019年）分の「確定申告書B第一表」
注：申告したことが確認できるもの（税務署の受付印や、電子申告の受信通知などがあるもの）に限る。
注：設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（写し）又は法人設立届出書（写し）を提出。
- ⑦ 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し
（食品衛生法における飲食店営業許可証、喫茶店営業許可の許可証）
- ⑧ 施設（店舗）の外観（屋号が分かるもの）の写真
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設（店舗）は、ステッカーが写り込むように撮影してください。
- ⑨ 施設（店舗）の内観（店内の様子が分かるもの）の写真
- ⑩ 直近の月締め帳簿（令和2年11月、12月、令和3年1月のいずれかの月分）
（1ヶ月間の売上状況が確認できる資料（試算表、売上台帳、出納帳等））
- ⑪ 通常午後8時以降も営業していたことが分かる資料の写し（看板、ホームページ、チラシ等）
- ⑫ 時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）
- ⑬ [理由書（様式 4）](#)
前年と定休日や年末年始の店休日が異なる場合のみ提出してください。

注：WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可。

注：複数の施設（店舗）を申請する場合は、店舗ごとに⑦から⑬の書類をまとめて提出。

第1期に申請した施設について申請する場合であっても、改めて全ての書類が必要になる。

京都市内において酒類の提供を行う飲食店等を運営している中小企業・団体、個人事業主の方で、「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（要請期間：令和3年1月12日（火）～13日（水））と同時に申請する場合、重複する一部の書類を省略することができる。（上記の③から⑥、⑧から⑩は省略可）

なお、郵送の場合は必ず同じレターパックに第2期分の申請書類と緊急事態措置協力金の申請書類を同封。

(3) 兵庫県

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請にに応じて、営業時間の短縮に協力する事業者に対し、協力金が支給されます。

イ 対象者

次の A から D の要件を全て満たす事業者

- A 兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること。

※ 酒類の提供を行う飲食店限定ではありません。

- B 通常午後 8 時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前 5 時から午後 8 時まで（酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時まで）に短縮していること。

- C 令和 3 年 1 月 14 日(木)～2 月 7 日(日)（県の要請期間）の全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていること。

※ 但し、特別な事情で 1 月 14 日(木)から時短営業が困難な場合は、協力開始日から 2 月 7 日(日)まで継続して要請に応じれば、時短営業をした日数に応じて支給。（但し、定休日は時短営業日数から除く。）

- D 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示していること。

※ 「[感染防止対策宣言ポスター](#)」は HP からダウンロードできます。

ロ 支給額

1 日あたり 6 万円／店舗×時短日数（最大 150 万円）

※ 定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除く。

ハ 申請に係る必要書類

① 申請書

- ② 運転免許証やマイナンバーカード等申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類（住所・氏名・生年月日が分かるもの）の写し

- ③ 通帳の写し（表紙と見開き 1 ページ目）

【以下、時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

- ④ 直近の確定申告書の写し（開業まもなく確定申告を行っていない場合は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し）

- ⑤ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

※ 「1 月 12 日～13 日の県による時短要請」については、飲食店営業許可のある店舗のみが対象

- ⑥ 従来の営業時間が分かる書類（店舗 HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）

- ⑦ 店舗掲示又は店舗 HP に掲示した時短営業告知文の写真又は写し

※ 店舗へ掲示する時短営業告知文の参考例は[こちら \(PDF: 52KB\)](#)

※ 時短営業告知文の写真等、申請に必要なとなる書類は、あらかじめ準備。

- ⑧ 屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

- ⑨ 感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

「[感染防止対策宣言ポスター](#)」は HP からダウンロード

〈1 月 12 日～13 日の時短要請に係る神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の酒類を提供する飲食店等のみ⑩も必要〉

- ⑩酒類を提供していることが分かる書類（メニュー表・お品書きの写真、酒類の納品書・請求書など）

二 申請要項・申請書類

- [新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ちらし（PDF：983KB）](#)
- [申請要項（PDF：349KB）](#)
- [申請書（エクセル：58KB）](#)
- [申請書（PDF：361KB）](#)
- [申請書【記入例】（PDF：529KB）](#)
- [飲食店営業許可証等に係る申出書（該当者のみ）（ワード：26KB）](#)
- [理由書（該当者のみ）（ワード：17KB）](#)

ホ 申請受付期間

令和3年2月8日（月）～令和3年3月1日（月）

※ 郵送：令和3年3月1日（月）消印有効

※ 電子申請：令和3年3月1日（月）23時59分まで

電子申請用ウェブサイトは準備ができ次第公表。

ハ 申請方法

郵送または電子申請のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参による提出はご遠慮下さい。

①郵送

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパック」で郵送して下さい。

【宛先】〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

※郵便番号と宛名だけで届く（住所記入不要）

②電子申請

申請用ウェブサイトは準備ができ次第公表。

ト 協力金の支払

申請受付から支給までは4週間程度を予定。

※ 本協力金は国、県及び市町の負担により行っていることから、支給には、予算の議決がなされた後に支払う。

（県は2/17議決予定、市町は2～3月にかけて市町ごとに議決予定）

ホ お問い合わせ先

◆兵庫県時短協力金コールセンター

078-361-2501

受付時間：平日 午前9時～午後5時

※ ご連絡される前に、「[よくあるお問い合わせ（PDF：286KB）](#)」（2月2日時点）をご確認下さい。

※ 緊急事態措置に関するよくあるお問い合わせは、[こちら](#)もご確認下さい。

2 中小事業者に対する支援（一時金）について

(1) 対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

(2) 要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）または、②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

(3) 支給額

法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－(前年同月比▲50%以上の月の事業収入×2)

(4) 申請方法（調整中）

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。